

千代田区地域福祉交通「風ぐるま」運行計画策定・変更見直し指標（素案）

本指標は[千代田区地域福祉交通「風ぐるま」の運行に係る協定書]等、区と締結された協定に基づき、その協定の相手方たる事業者（以下「運行事業者」という。）が道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づき認可を受け実施する区内の所定の停留所を巡回する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「風ぐるま事業」という。）について、地域公共交通という風ぐるま事業の性格に鑑みて、その運行計画の策定・変更を検討する際に用いる、一定の指標を設けるものとする。

1 指標の目的と策定の背景

風ぐるま事業の運行計画を策定・変更するにあたり、地域の要望や特性に配慮しつつ、公共交通としての役割を果たし、もって地域福祉交通の向上を目的とする。

平成28年1月4日から再編による運行を開始した風ぐるまについて、多くの意見・要望が寄せられている。しかし、限られた資源の中で、すべての要望に対応することは難しく、相反する要望については、慎重に検討する必要がある。そのため、見直しについて一定の指標を作成し、その指標を基に見直しを行っていくこととする。

2 指標

運行計画における主要項目である「ルート」、「停留所」及び「ダイヤ」の見直しについて下表のとおり取り扱うこととする。なお、以下の表中にある「運行協議会」とは地域福祉交通「風ぐるま」運行協議会を指すものとする。

表1

	運行協議会に報告し、直ちに検討を開始するもの	運行協議会に報告し、他の見直し検討時に、同時に検討するもの	運行協議会に報告し、その意見を聞くもの	今後の課題として、受け止めるもの
区に関連する施設が新たに開設される場合	区が、直営または委託等による重要な高齢者又は障害者福祉施設で、多くの利用者が見込める施設	区が、直営または委託等による高齢者又は障害者の福祉の向上に資する施設	高齢者や障害者等の生活に寄与する生活施設	集合住宅など、多くの利用者が見込める施設

区内の交通空白地解消を目的とする場合	—	鉄道駅及び他のバス交通の停留所が半径800m以遠の地域	鉄道駅及び他のバス交通の停留所が半径200m以遠の地域	—
ルート内の停留所の設置間隔を調整する場合	—	停留所間隔が800m以上あるとき	同様の要望が多く寄せられたとき又は町会等の代表者からその町会等を代表した要望が寄せられたとき	要望が寄せられたとき
利用状況を踏まえて実施する場合	—	他に比して特に利用が少ないとき	他に比して利用が少ないとき	利用者の指摘により、利用が少ないと認められるとき
要望受け実施する場合	—	—	同様の要望が多く寄せられたとき又は町会等の代表者からその町会等を代表した要望が寄せられたとき	要望が寄せられたとき
その他	—	—	区または運行事業者が必要と認める場合	—

3 策定・見直しに際しての留意事項

(1) ルート

ルートは、公共施設等が区の北部に集中して立地していることに踏まえ、再編する以前の風ぐるま（以下、「旧風ぐるま」という。）のルートをできるかぎり踏襲し、北部地域の福祉施設を中心に巡回運行するルートとしている。

(2) 停留所

風ぐるまは、福祉施設や駅周辺など、福祉交通として必要と思われる場所に停留所を設置している。また、旧風ぐるまにおいてはフリー降車が可能であったが、現在の風ぐるまは交通安全上フリー降車は認められていない

め、なるべく多くの停留所を設置し、より目的地に近い場所で降りていただくよう取り組んでいる。

(3) ダイアグラム（時刻表）

旧風ぐるまと同様の運行時間帯（8：30～18：30）を基本としたダイアグラムとしている。また、始（終）発（着）を区役所から改めることで、実質的に始（終）発の延伸をした（平成28年11月28日改正）。しかし、なお運行時間の拡大の要望は寄せられており、採算性を考慮しつつ検討課題とする。また、現行のダイアグラムで利用者の生活リズムが既に定着していると考えられるため、積極的な時刻改正は行わず、慎重に検討する必要がある。

(4) 留意事項

現在の風ぐるまは、旧風ぐるまにおける課題であった「運転間隔の短縮」、「乗員超過の解消」、「車両のバリアフリー化」等について、平成24年度から25年度にかけて、「風ぐるま見直し検討会」において抜本的な見直しについて検討を行い、平成26年2月にまとめられた提言書を基に見直しを行った。

現行のルート等を変更する場合には、当時の風ぐるま見直し検討委員会で検討された事項等を踏まえ、以下の点に留意する。

- ① 1ルートあたりの巡回時間について、概ね1時間程度とする。
- ② 1ルートあたりの停留所数について、概ね25基程度とする。
- ③ 1ルートあたりの運行本数について、概ね1時間に1本とする。
- ④ 料金、定期券（区民パスポート含む）に関する事等、運賃に関する事項については、協定の効力を損なうことのないように、協定期間内の見直しは原則行わないこととする。